

【論文要約】

南北朝内乱における寺院軍事活動の研究

村瀬 貴則

本稿は次の課題を掲げ考察した。

- ①南北朝内乱に伴う寺院の軍事活動の実態はいかなるものか。
- ②軍事活動の実態と宗教的価値観との関係はいかなるものか。
- ③内乱に対して（＝統治権力の争奪に対して）寺院の軍事活動がいかに影響したか。
- ④寺院の軍事活動があった事によって、寺院僧徒と朝廷・幕府との関係はいかに変容したか、あるいはしなかったか。

ここでいう「軍事活動」とは、高次の政治権力（統治権力）の争奪のために起こる、「兵力」を行使した活動の事を指す。「兵力」とは、集団が武装して物理的に他人、集団に対して何か強制させ得る、または他人、集団を殺傷し得る、高い可能性の事を指す。

各章の考察内容と考察成果の概略は次の通りである。

第1章「南北朝内乱における比叡山・園城寺僧徒の軍事活動と室町幕府」では、主として、南北朝内乱における寺院の軍事活動の中で、最も重要な活動を示した寺院である比叡山（山門）について、課題①・③・④の考察を行った。本章で得られた主要な成果は次の2点である。（ア）建武の乱の第二次京都合戦における実質的軍事指揮者の足利直義は、合戦最中から既にもし勝利した場合には、敵対する山門を存続させかつ興隆させる意思を明確に持っていた。乱後、幕府内では敵対者の山門を大きく処罰しようとする意見が少なからず存在したけれど、山門は存続した。その背景として、幕府政治の主幹を占める直義の意見が影響した可能性は決して無視できない。（イ）観応3年（1352）、足利義詮は、十名程の山門衆徒達を、朝廷も座主も門主も恐らくは介在させず、直接的に兵力動員し軍功の褒賞として所領の宛行をした。ここに幕府と、かの山門衆徒との間で、所領を媒介とした主従関係が成立した。複数の衆徒がいつせいに所領を媒介として幕府と主従関係を結んだ事は、室町幕府の成立以来恐らく初めての事であって、山門と幕府の関係上、無視しがたい事象と考える。

第2章「南北朝内乱における興福寺および大和国諸寺の軍事活動」では、山門と並ぶ大寺院で多大な兵力を有していると思われる興福寺について、課題①・③・④の考察を行った。合わせて東大寺を含む大和国諸寺院についても課題①を中心に③・④の考察を行った。主要な成果は次の通りである。建武末年から貞和（1345～50）にかけて、興福寺は、大和国における幕府の南軍討伐に関して軍事的にかなりの程度協力をした。そのあり方は二つあり、一つは兵力の提供であって、それは大和国の興福寺・春日社所領の住人などが国民や御坊人として興福寺衆徒や大乘院・一乗院に引率されてのものだった。もう一つは、興福寺による幕府軍に対する兵糧の供給である。その具体的なあり

方の一つは、幕府の申請に伴う朝廷の裁可に基づいて、土打役や大規模仏事などに伴い所領から本来興福寺に收取されるべき三宝料物が転化されてのものだった。

第3章「南北朝期における興福寺一乗院・大乘院の兵力動員と御坊人 ―観応の擾乱・南都鬪乱の意義―」では、南北朝期において、興福寺の兵力として重要な御坊人を、その本所たる両院家がどのように兵力として動員するか、すなわち課題①に関する考察を行った。合わせて、院家と御坊人との関係が観応年間の種々の争乱を契機としていかに変容したか論じた。主要な成果は次の通りである。観応年間の争乱で、幕府・南朝および院家から御坊人に対して短期間に軍事的課役が大規模に賦課された。ゆえに、多くの御坊人に院家からその勲功に対する恩賞が与えられ、御坊人達の可処分所得は増加した。この恩賞の目的としては、恩賞それ自体に加えて、将来における、両院家間の戦鬪に関わる軍事的な負担が想定されていたと思われ、院家は御坊人の兵力をより動員し易くなったといえる。かかる変容は、南北朝内乱と両院家間の鬪乱が同時期に大和国やその近辺で起こったためである。

第4章「南北朝内乱における各種寺院僧徒軍事活動の有無とその理由 ―聖道僧と真言宗僧・禅律僧―」は、当該期に軍事活動があった寺院とそうでない寺院とを調べ、その有無は寺院のいかなる種別によって説明され得るかを考察し、その理由を考察し、もって②の解明に至ろうとするものである。主要な成果は次の通りである。南北朝内乱においては、軍事活動にたずさわった寺院僧徒が少なくなかったが、一方で全くたずさわらなかった寺院僧徒も無視できない程にあった。前者は、種別でいえば（真言宗僧の一部を除く）聖道僧であって、後者は禅律僧と真言宗僧の一部である。両者に差異が見られる理由は、前者には軍事活動をなし得る十分な能力があるのに対して、後者はその能力が乏しいからである。後者の内、禅律僧のかかる能力が乏しい事のさらなる理由は、戒律遵守意識があり、武芸習練・兵力行使を非とする価値観があり、実態としてもそうだったからである。真言宗僧は、全体として空海の遺誡に基づき、武芸習練・兵力行使を非とする価値観があり、東寺など真言宗僧の一部は実態としてもそうであるが、他方では高野山・大伝法院（根来寺）など実態として平時において武芸習練を行う僧徒が少なくなく、兵力を行使する事も少なくなかった。高野山は真言宗僧として空海の遺誡に基づきかかる価値観を有してはいたけれど、同時に実態として軍事活動をなし得る十分な能力を有していたので、軍勢催促され軍事活動をする事が少なくなかった。高野山は、この理想と現実との懸隔に苦悩する場合があった。

以上の1～4章が、本稿の主たる研究論文である。5～8章は、従たる研究論文である。後者では、前者で論証が不十分な主張を補って論じたり、また前者諸章での課題設定や考察態度を理解する上で便宜的と思う事について論じたりしている（以下考察成果については省略）。

第5章「寺院本末関係と兵力の動員 ―建保二年南都諸寺発向を中心に―」では、南北朝内乱において見られる本末関係に基づく本寺による末寺の兵力動員が、いかなる正

当性があつてなす事ができるかについての解明のため、やや時代は上るが、関係史料が豊富な建保2年（1214）南都諸寺発向の事件を中心的に考察する。この章は、直接的にはないものの、課題①の解明に寄与する。

第6章「中世の寺院における「契約」小考」では、主として中世の寺院僧徒が用いる「契約」およびそれに類する言葉を深く考察し、現代の「契約」の意味とは異なった意味がある事を主張する。1～5章までで何箇所かこの意味を用いて論述しているところがある。

第7章「中世西大寺の別当と僧団」は、第8章の基礎をなす論文であつて、これ自体課題①～④の解明にはならないし、1～6章の論述を支える事もない。

第8章「西大寺律家の刑罰 ―中世寺院における死刑不科の位置―」では、西大寺律家が南北朝期に制定した刑法において死刑不科が宣言されている事実を深く考察し、寺院僧徒の種別によって、死刑の科・不科のみならず、いくつかの点で刑罰の様態に相違がある事を主張し、さらにそれらの相違がいかなる宗教的価値観によって説明できるかを論じている。無論、これ自体では①～④解明には寄与しない。ところで、中世では、平時における警察行為や刑罰行使の主体は、戦時における兵力主体と同一である場合がほとんどである。それゆえ、第8章の成果は第4章には直接的には寄与しないけれど、4章の課題設定や考察態度を理解する上で便宜的と思う。8章を置く意義は4章のためにある。